

地域指定一覧

(令 3. 10. 1 現在)

市町村名	過疎	準過疎	辺地	豪雪	特別豪雪	振興山村	半島振興	促進区域	特定農山村	地方拠点
秋田市		○	○	○		○		○	○	
能代市	○		◎	○		○		○	○	○
横手市	○		○	○	○	○		○	○	○
大館市	○		○	○	○	○		○	○	○
男鹿市	○		○	○			○	○	○	
湯沢市	○		○	○	○	○		○	○	○
鹿角市	○		○	○	○	○		○	○	○
由利本荘市	○		◎	○	○	○		○	○	
潟上市	○			○			○	○		
大仙市	○		◎	○	○	○		○	○	○
北秋田市	○		◎	○	○	○		○	○	○
にかほ市	○		○	○		○		○	○	
仙北市	○		◎	○	○	○		○	○	
小坂町	○		○	○		○		○	○	○
上小阿仁村	○			○	○	○		○	○	
藤里町	○		○	○	○	○		○	○	○
三種町	○		○	○		○	○	○	○	○
八峰町	○			○		○		○	○	○
五城目町	○		○	○		○		○	○	
八郎潟町	○			○				○		
井川町	○		◎	○		○		○		
大潟村				○			○			
美郷町	○		○	○	○			○		○
羽後町	○		○	○	○	○		○	○	○
東成瀬村	○		○	○	○	○			○	○
県計	23	1	20	25	13	20	4	23	20	14

(注 1) 地域指定は、市町村全域に限らず一部区域指定の場合もあります。

(注 2) 「辺地」欄の◎は、総合整備計画を策定済の市町村です。

指定地域

区 分	指 定 内 容
過 疎	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき指定された市町村
準 過 疎	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める要件に満たなかった市町村で、秋田県独自の基準を満たし指定された市町村
辺 地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画を策定することが可能な地域を有する市町村
豪 雪	豪雪地帯対策特別措置法に基づき豪雪地帯に指定された市町村
特 別 豪 雪	豪雪地帯対策特別措置法に基づき特別豪雪地帯に指定された市町村
振 興 山 村	山村振興法に基づき指定された地域を所管する市町村
半 島 地 域	半島振興法に基づき指定された地域を所管する市町村
促 進 区 域	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
特定農山村	特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき指定された地域を所管する市町村
地 方 拠 点	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき地方拠点都市地域に指定された市町村